(f)　締約国に対し、発言を求めること。
(g)　関連する手続及び実施に関する規則に従い、緊急動議について裁定を下すこと。
(h)　採決を行い、及び決定を発表すること。

3　議長が公式の会合若しくは非公式の会合の全部若しくは一部において欠ける場合又は一時的にその職を行うことができない場合には、副議長が議長の職を務める。議長及び副議長の双方が欠ける場合には、委員会は、一時的な議長を任命する。

4　議長が何らかの理由によりその職を続けることができなくなった場合には、当該年の終了までの間、副議長が議長となる。

第九条　公式の会合及び非公式の会合

1　委員会は、手続及び実施に関する規則に従い、公式の会合及び非公式の会合を開催する。

2　委員会は、少なくとも年一回、公式の会合を開催する。

3　委員会は、議長又は少なくとも三の締約国が要請する場合には、追加的に公式の会合又は非公式の会合を開催する。

4　委員会は、手続及び実施に関する規則に従い、特定の食糧援助に関連する問題について討議することを希望するオブザーバー及び関係する利害関係者に対して、公式の会合又は非公式の会合に出席するよう招請することができる。

5　委員会は、手続及び実施に関する規則に従って決定される場所において会合する。

6　公式の会合及び非公式の会合の議事日程は、手続及び実施に関する規則に従って作成する。

7　委員会の決定案を含む公式の会合の議事録は、当該公式の会合の後三十日以内に回章に付する。

第十条　事務局

1　委員会は、手続及び実施に関する規則に従い、事務局を指定し、その役務を要請する。委員会は、国際穀物理事会に対し、国際穀物理事会の事務局が委員会の最初の事務局として活動することを要請する。

2　事務局は、この規約並びに手続及び実施に関する規則に定める職務、管理事務（資料及び報告書の作成及び配布に関する事務を含む。）及び委員会が特定する他の任務を遂行する。

第十一条　紛争の解決

委員会は、この規約又は手続及び実施に関する規則の解釈又は実施に関する締約国間の紛争（この規約に定める義務の不履行の主張を含む。）の解決に努める。

第十二条　署名及び批准、受諾又は承認

この規約は、二千十二年六月十一日から同年十二月三十一日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア共和国、ベルギー王国、ブルガリア共和国、カナダ、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、欧州連合、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイルランド、イタリア共和国、日本国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マルタ共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国による署名のために開放しておく。この規約は、署名国により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第十三条　加入

1　前条に掲げる国であって署名のための期間の終了までにこの規約に署名しなかったもの又は当該期間の終了までに欧州連合が署名しなかった場合には欧州連合は、当該期間の後はいつでも、この規約に加入することができる。加入書は、寄託者に寄託する。

2　この規約は、第十五条の規定により効力を生じた後は、前条に掲げる国以外の国又は対外通商関係の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域であって、委員会の決定により加入を認められるものによる加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第十四条　暫定的適用の通告

この規約を批准し、受諾し、若しくは承認し、若しくはこれに加入する意思を有する第十二条に掲げる国若しくは欧州連合又は前条2の規定に基づき委員会の決定により加入を認められる国若しくは独立の関税地域であってその加入書をまだ寄託していないものは、この規約の暫定的適用の通告をいつでも寄託者に寄託することができる。この規約は、当該暫定的適用の通告が寄託された日から、当該国、独立の関税地域又は欧州連合に暫定的に適用する。

第十五条　効力発生

1　この規約は、二千十二年十一月三十日までに五の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託していることを条件として、二千十三年一月一日に効力を生ずる。

2　この規約が1に定めるところにより効力を生ずることとならなかった場合には、批准書、受諾書又は承認書を既に寄託したこの規約の署名国及び第十三条1の規定に従って加入書を既に寄託した国又は欧州連合は、この規約がこれらの国及び欧州連合の間で効力を生ずることを全員一致の合意によって決定することができる。

3　この規約の効力発生の後、この規約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの規約に加入する国、独立の関税地域又は欧州連合については、この規約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日に効力を生ずる。

第十六条　評価及び改正の手続

1　締約国は、この規約の効力発生の後いつでも、この規約の妥当性の評価又はこの規約の改正を提案することができる。改正案は、その討議に付される委員会の公式の会合の少なくとも六箇月前までに、事務局が全ての締約国に対して回章に付し、この予告期間の終了後、当該公式の会合において討議される。

2　この規約の改正案は、委員会の決定によって採択される。事務局は、委員会が採択した改正案を全ての締約国及び寄託者に送付する。寄託者は、採択された改正を全ての締約国に対して回章に付する。

3　改正の受諾の通告は、寄託者に送付する。採択された改正は、寄託者が委員会による改正案の採択の日におけるこの規約の締約国の数の五分の四以上の数の締約国から受諾の通告を受領した日の後九十日で、当該通告を送付した締約国について効力を生ずる。当該改正は、他の締約国が受諾の通告を寄託者に寄託した後九十日で、当該他の締約国について効力を生ずる。委員会は、特定の改正の効力発生に必要な受諾の通告の数について、異なる基準を用いることを決定することができる。事務局は、その決定を全ての締約国及び寄託者に送付する。

第十七条　脱退及び終了

1　締約国は、いずれかの年末の九十日前までに寄託者及び委員会に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該年末にこの規約から脱退することができる。もっとも、当該締約国は、この規約の締約国であった間のこの規約に基づく自国の最小年間約束量を満たす約束及び報告の義務であって、当該年末までに履行しなかったものを脱退によって免除されるものではない。

2　締約国は、この規約の効力発生の後いつでも、この規約の終了を提案することができる。その提案は、事務局への書面の送付により行うものとし、事務局は、当該提案を委員会による審議の少なくとも六箇月前までに全ての締約国に対して回章に付する。

第十八条　寄託者

1　国際連合事務総長は、この規約の寄託者として指名される。

2　寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用の通告の通報並びにこの規約への加入の通報を受領し、これらの通報を全ての締約国及び署名国に通報する。

第十九条　正文

英語及びフランス語をひとしく正文とするこの規約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの規約に署名した。

二千十二年四月二十五日にロンドンで作成した。

○外務省告示第三百八十四号

平成二十四年十二月七日に東京で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　倉富健治在ハイチ大使館大使

ハイチ側　ピエール＝リシャール・カジミール外務・宗務大臣

平成二十四年十二月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎